

第6回内閣保全監視委員会 議事要旨

1 日時

平成30年4月17日（火）午後5時28分から同5時40分までの間

2 場所

総理官邸3階南会議室

3 出席者

委員長 上川国務大臣
副委員長 野上内閣官房副長官
杉田内閣官房副長官
委員 国家安全保障局次長（代理）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
内閣情報官
警察庁長官
公安調査庁長官
外務事務次官
経済産業事務次官
海上保安庁長官
防衛事務次官

4 配付資料

- (1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）の概要（資料1）
- (2) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（案）（資料2）
- (3) 今後の主なスケジュール（イメージ）（資料3）

5 議事概要

- (1) 冒頭、上川大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 第6回内閣保全監視委員会の開催に当たり、本委員会の委員長として、一言御挨拶申し上げます。
 - 日頃より、特定秘密保護法の適正な運用について、御理解、御協力をいただいていることに、担当大臣として厚く御礼を申し上げます。
 - さて、最初に、特定秘密が記録された公文書の管理の在り方について申し上げます。
私は、以前より適切な公文書管理の推進に取り組んできたところであり、

初代の公文書管理担当大臣も務めてきたところである。特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならない。各委員におかれては、本年4月からの改正「行政文書の管理に関するガイドライン」による厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用することをお願いする。特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理をお願いする。

- 特定秘密保護法については、施行後3年以上が経過したところであるが、引き続き、客観性と透明性を確保しつつ、国民の皆様への理解の一層の増進に努めるべきと考えている。本日は、4回目となる国会報告の原案について御議論いただくが、この国会報告については、客観性と透明性を確保する上で非常に重要なものであると考えているので、委員各位の御協力について、改めてお願いする。
 - また、先日、内閣府独立公文書管理監による検証・監察の結果として、関係行政機関の長に対して是正の求め等があった。この是正の求め等に関しては、既に適切な是正措置が講じられたものと承知しており、また、私から本委員会を構成する行政機関の長宛てに文書を発出しているが、委員各位におかれては、今一度、特定秘密保護法の施行の状況に御留意いただくようお願いする。
 - 最後に、重ねて特定秘密保護法の適正かつ円滑な施行について、各委員の御協力を改めてお願いし、私の挨拶とする。
- (2) 次に、内閣情報調査室から、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」等について概要以下のとおり説明を行った。
- 国会報告案（資料2）について、資料1の概要に沿って御説明申し上げる。
 - 「1 報告の趣旨」については、記載のとおりである。
 - 「2 対象期間」については、平成29年の1年間である。
 - 「3 指定権限を有する行政機関」については、昨年と同じく20機関となっている。また、指定に係る特定秘密管理者の数は23人となっている。

- 「4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況」では、対象期間である平成29年中における指定等の状況を記載している。

平成29年中、8の行政機関が計39件の特定秘密を指定している。

指定の解除については、2機関が9件の指定を解除している。

指定の解除に関連する事項として、指定の理由の点検については、特定秘密を指定している11機関全てが指定の理由の点検を実施した。

指定の有効期間を延長したものはない。

行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況については、報告対象となる事実はなかった。

適性評価の実施の状況については、24機関において、1万8,007件の適性評価が行われ、このうち2件については、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった。また、適性評価の評価対象者が、評価の実施に同意しなかった件数は3件であった。

- 「5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況」では、平成29年末時点における特定秘密の指定の状況等について記載している。

政府全体の指定件数については、11機関で517件であった。

有効期間別の件数については、6件を除き有効期間が5年となっている。

指定を解除すべき条件の設定の状況については、有識者から得られた御意見を踏まえ、関係省庁で検討していただいた結果、昨年の5件から174件に増加した。

特定秘密が記録された行政文書の保有の状況については、14機関が38万3,733件を保有していた。

特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数については、26機関で12万4,514人である。

- 「6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応」では、平成29年中における独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応状況について記載している。

平成29年中、独立公文書管理監から防衛大臣に対して「対象情報のより適切な管理のため、期限を区切って対象情報を記述することが望ましい。」との指摘があり、防衛省において対応した状況について記載している。

また、各議院の情報監視審査会について、衆議院では特定秘密とそれを記録する行政文書との関係、特定秘密が記録された行政文書の廃棄について、参議院ではいわゆるサードパーティ・ルールに関する調査が行われたところ、これらについて審査会に説明した状況について記載している。

衆議院情報監視審査会の平成28年年次報告書における意見への対応状況

について、昨年同様、本文中で表を用いて記載している。

また、衆議院の平成29年年次報告書における政府に対する意見を紹介した上で、今後、真摯に検討した上で説明する旨を記載している。

○ 「7 内閣府独立公文書管理監からの意見」については、独立公文書管理監からの「引き続き、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい」旨の意見を記載した。

○ 最後に「8 有識者からの意見」であるが、事前に報告書の原案について有識者に説明を行い、報告書の修正に至った意見を記載するとともに、法の運用等に関する意見も記載した。また、今後、第7回情報保全諮問会議における発言についても必要に応じて記載することとなる。

○ 以上が、国会報告案についての説明となる。

○ 最後に資料3をご覧いただきたい。これは、今後のスケジュールのイメージである。

本日お示ししている国会報告案を内閣総理大臣へ報告し、4月23日（月）に有識者の御意見を伺うために情報保全諮問会議の開催を予定している。その後、5月中旬頃を目処に閣議決定を行い、国会への報告、公表を行う予定である。

(3) 最後に委員会にかけられた国会報告案を内閣総理大臣に報告することが了承された。

(以上)